

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年1月11日

横浜市契約事務受任者
都市整備局長 堀田 和宏

1 契約の概要

みなとみらい21地区の60・61街区において、歩行者の安全性を確保するため、緊急対応として歩道拡幅工事を行うものです。

2 履行(納品)場所

西区みなとみらい六丁目2番地1から2番地21まで

3 契約日

令和5年11月2日

4 履行日又は履行期間

令和5年11月2日から令和5年12月21日まで

5 契約金額

7,986,000円(うち消費税及び地方消費税726,000円含む。)

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市神奈川区羽沢町1222番地
株式会社 丸舗建設

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

みなとみらい21地区60・61街区に隣接する歩道において、歩行者の錯綜が発生しており、歩行者の安全性が著しく損なわれた状況が断続的に発生しています。緊急対応として口頭契約により、60・61街区暫定通路を整備した株式会社丸舗建設に、歩道拡幅工事を依頼しました。

8 契約の相手方の選定理由

隣接するみなとみらい21地区60・61街区暫定通路を整備した事業者であり、同街区及び周辺的环境について熟知しているため選定しました。

9 所管課

都市整備局 みなとみらい・東神奈川臨海部推進課